

公共発注機関の皆様へ

電子保証

導入のご案内



Digital First

はじめに

平素は、弊社保証事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、令和4年3月14日に中央建設業審議会は前払金保証証書及び契約保証証書の電子化を許容するよう公共工事標準請負契約約款を改正し、その実施について公共発注機関に対し勧告しました。この勧告を受け、国土交通省は、4月1日付けで直轄工事請負契約約款及び業務委託契約約款を改正し、本年5月より、前払金保証及び契約保証にかかる保証証書の提出について、電磁的方法を活用したスキーム「電子保証」の導入を開始しました。

これらを受け、弊社は、4月1日付けで前払金保証約款に保証証書の電子交付に関する条項を追加するとともに、関連会社の日本電子認証株式会社（電子入札用ICカード認証局）と協力して、電子交付した保証証書を閲覧するためのサービス「D-Sure®(ディーシュア)」を開発、5月9日に運用を開始いたしました。

弊社は、昭和27年の創業以来、保証事業を通じ公共工事の円滑な施工と建設業の健全な発展に貢献できるよう努めてまいりました。創業70年の節目に際し、今後は「電子保証」の運用を通じて、デジタルファーストの推進につきましても、皆様のお役に立てるよう努力して参りますので変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

 東日本建設業保証株式会社

目次

I. 沿革（「電子保証」の環境整備）	4
II. 「電子保証」とは	5
1 電子保証の概要	5
2 「書面による保証証書」と「電子保証」の取扱いの比較 （例：前払金保証）	6
3 電子保証のシステム構成	8
4 電子保証導入のメリット	9
5 D-Sure／電子証書閲覧の手順（画面イメージ）	10
6 電子保証のご利用にあたって	12
III. 「電子保証」に対応した契約約款、関連規則の整備	13
1 工事請負契約約款の改正	13
2 関連規則の改正	13
IV. 資料編① 「電子保証」に関する法令等	18
1 民法	18
（参考）国の法令	19
2 公共工事の前払金保証事業に関する法律	22
V. 資料編② 「電子保証」に関する国の通知等	24
1 中央建設業審議会勧告文	24
2 総務省・国土交通省関連通知	25

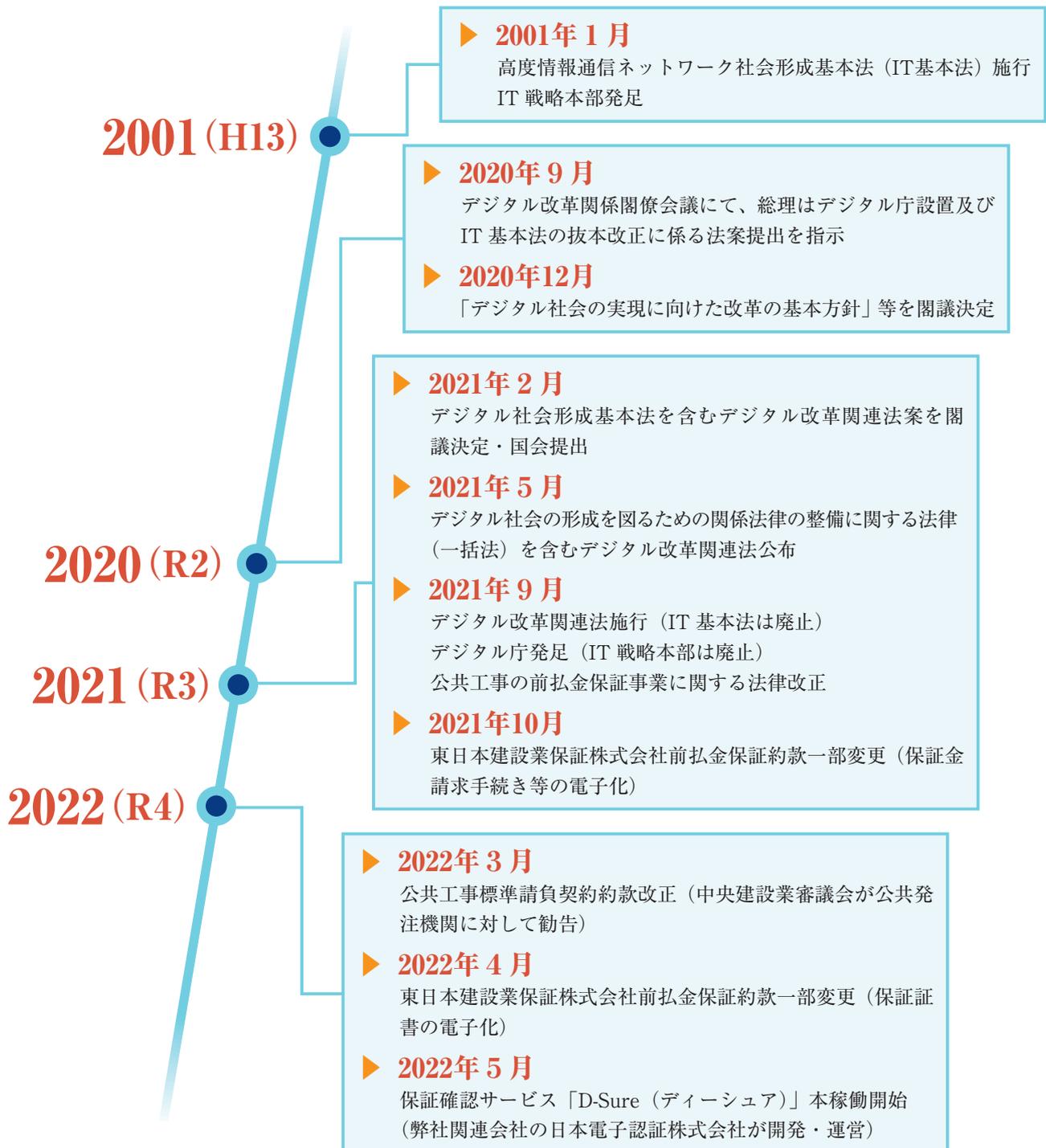
本書で使用する略称

・公共工事前払金保証にかかる保証事業会社	保証会社
・公共工事標準請負契約約款	標準約款

I. 沿革（「電子保証」の環境整備）

2001（平成13）年1月、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）が施行され、同法により設置されたIT戦略本部は「e-Japan戦略」を策定し、電子政府の構築を推進しました。公共工事の分野では、CALS/ECにかかる様々な取り組みが実施され、その一つとして、「電子入札」の普及が推進されました。

2021（令和3）年9月、「デジタル社会形成基本法」を含むデジタル改革関連法が施行され、IT戦略本部の後継機関としてデジタル庁が発足。押印・書面の交付等を求める手続の見直しが図られる中、「電子保証」の環境は整備されていきました。



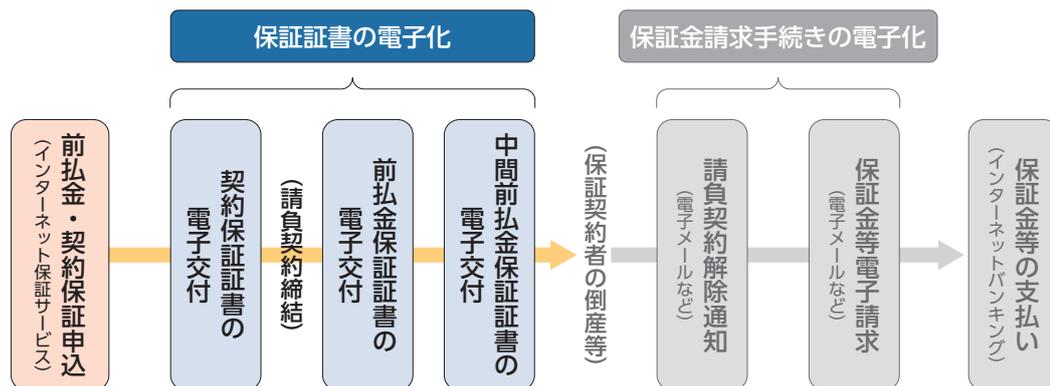
Ⅱ. 「電子保証」とは

1 電子保証の概要

(定義・範囲)

「電子保証」とは、前払金保証（中間前払金保証を含む。以下同じ。）と契約保証における「保証証書の電子化」と「保証金請求手続きの電子化」のことです（下図を参照）。

なお、本書で使用する用語の定義は、次のとおりです。



(1) 電子保証

保証会社提供のインターネット保証サービスをもって電子証書を保証契約者（受注者）の閲覧に供するとともに、保証会社指定のクラウドサービスをもって電子証書を被保証者（発注者）の閲覧に供するシステム及びサービスの総称であって、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう）を活用した保証契約に係る権利・義務を生じさせる仕組みの総体をいいます。

(2) 電子証書

前払金保証又は契約保証に関する権利・義務を証する保証証書に記載されるべき事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る通称です。

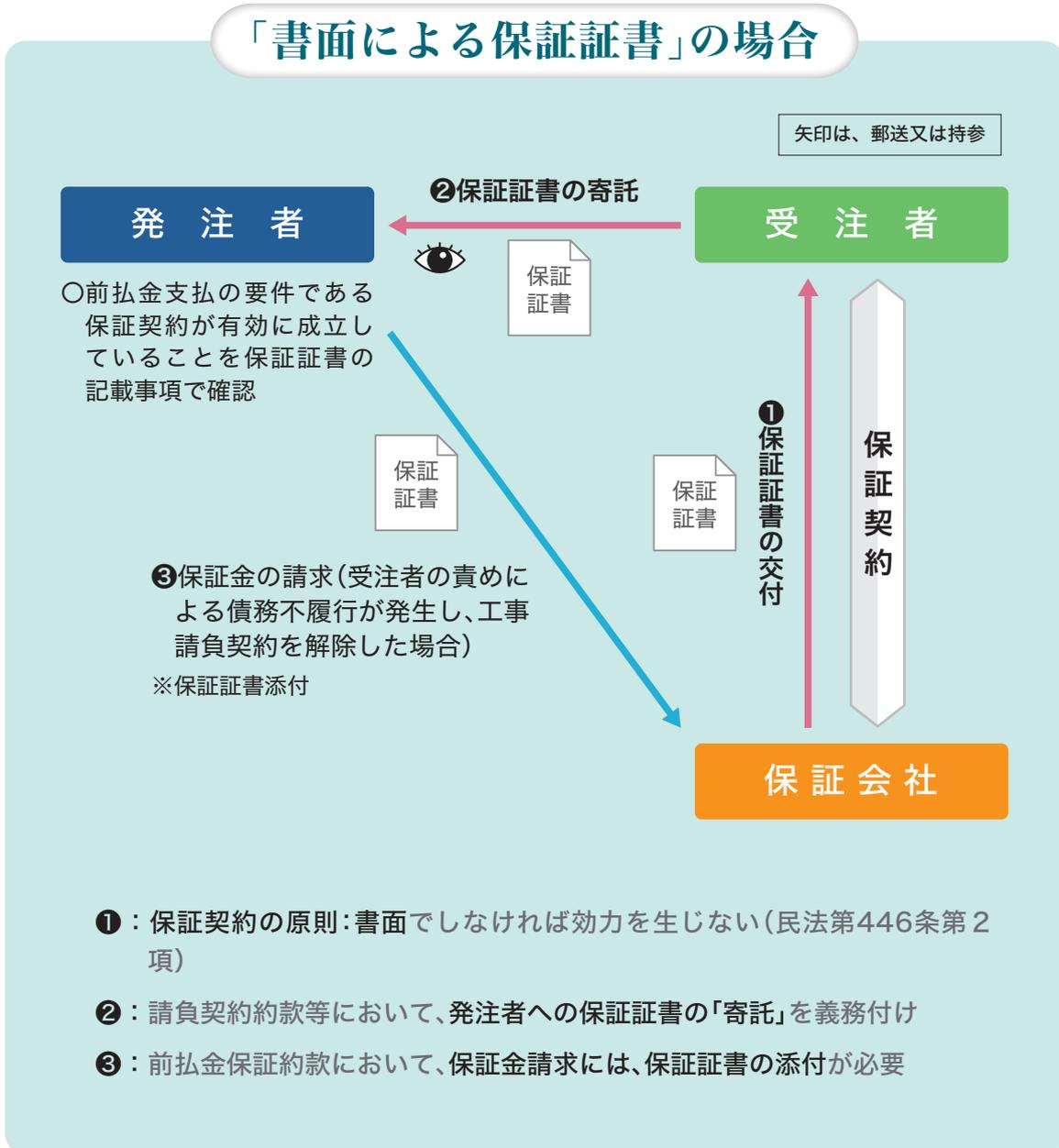
(3) 電子交付

保証会社提供のインターネット保証サービスをもって電子証書を保証契約者の閲覧に供することをいい、保証会社指定のクラウドサービスに保管された電子証書を被保証者が電気通信回線を通じて閲覧するために必要となる認証キーの交付を含みます。

(4) 認証キー

保証会社指定のクラウドサービスに保管された電子証書を被保証者が電気通信回線を通じて閲覧するための符号であって、保証契約者と当該保証契約を関連付ける一意の暗証番号のことをいいます。

2 「書面による保証証書」と「電子保証」の取扱いの比較（例:前払金保証）



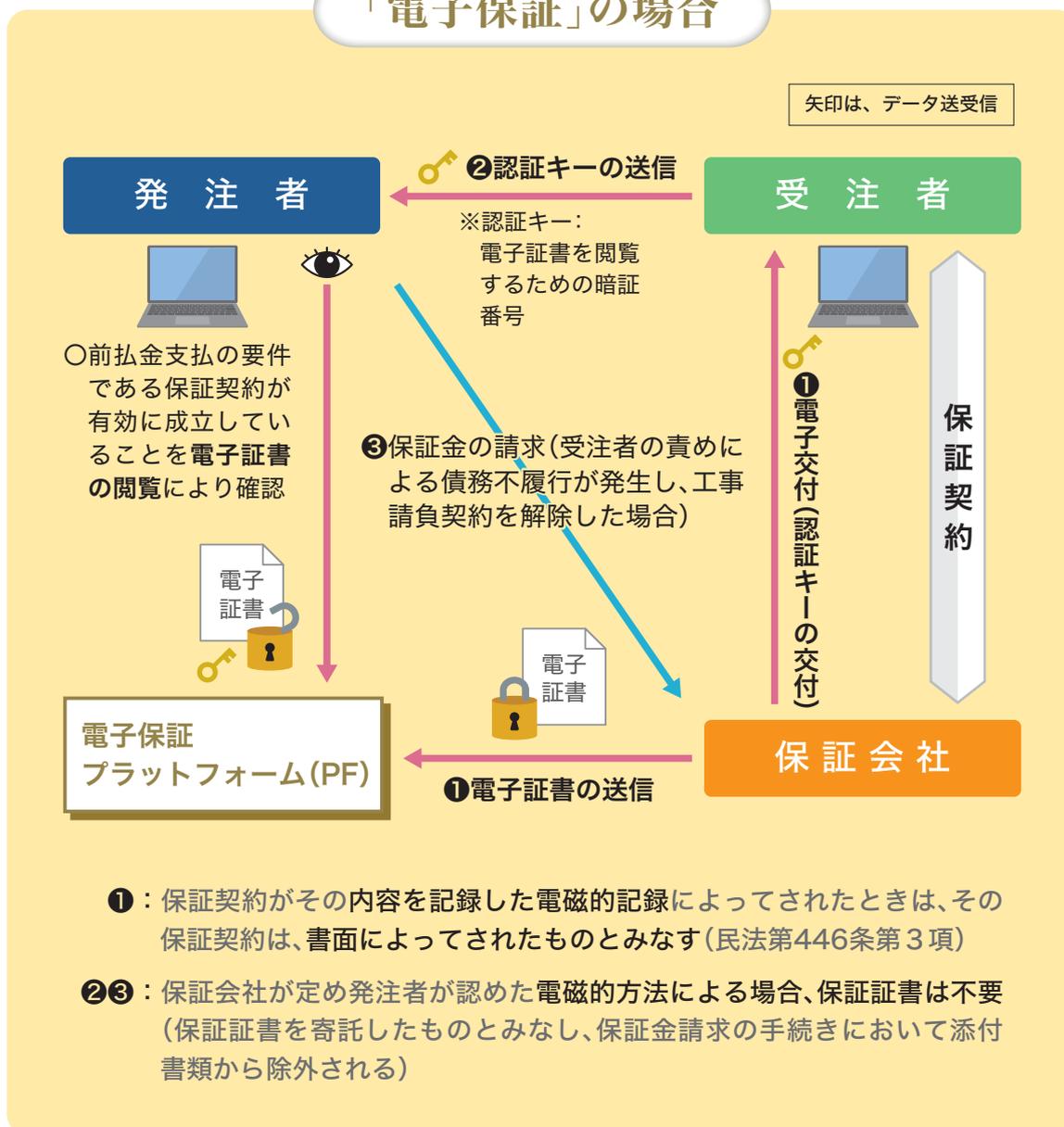
- | | |
|-------------|----------------------------|
| 受注者 | 保証証書の受取り、寄託(郵送又は持参) |
| 発注者 | 保証証書の真正性確認、保管、提出(保証金請求の場合) |
| 保証会社 | 保証証書の発行、発送 |

業務合理化

左右のフロー図は、当事者間の保証契約から保証金請求までの流れについて、従来の「書面による保証証書」の場合と「電子保証」の場合を対比したものです。「電子保証」を導入することで、ペーパーレス化、リモート化が図られ、業務合理化を推進できます。

「電子保証」の場合

矢印は、データ送受信



受注者 発注者 保証会社

インターネットを介したパソコン等による必要最小限の手順で保証契約に係る情報を伝達(送信、閲覧)

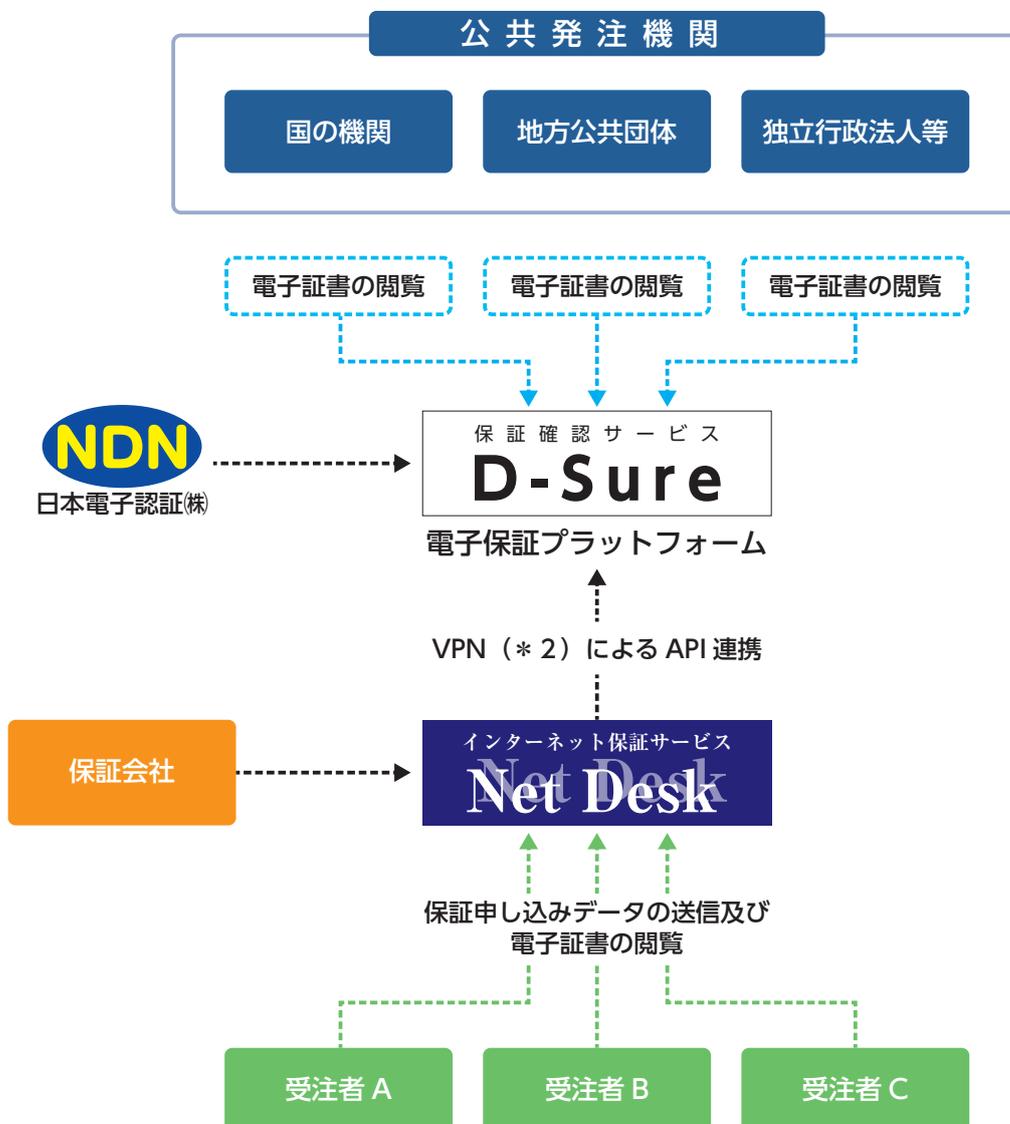
* 請負契約の電子化(電子契約)や前払金請求書の提出手続等を電子化すれば、一連の契約事務が電子的手続で完結します。

3 電子保証のシステム構成

保証会社が行う保証証書の電子化において、クラウドサービスの活用により電子証書を集中管理し、発注者の閲覧に供する仕組みの基盤及び標準環境を電子保証プラットフォームといます。そのプラットフォーム上で保証会社の関連会社である日本電子認証株式会社（略称：NDN、電子入札用ICカードを発行する認証局）が運営し、発注者が電子証書を閲覧、確認するサービスを「保証確認サービス D-Sure（ディーシュア）」といます。

また、受注者が保証申込等を行う又は電子証書を閲覧、確認する当社が提供するサービスを「インターネット保証サービス NetDesk（ネットデスク）」といます。

「電子保証」は、D-SureとNetDeskとのシステム連携（API連携（*1））により構成され、保証会社とNDNが国、地方公共団体など発注者の閲覧システムを統一することにより、発注者・受注者双方の利便性向上を図ります。



(*1) Application Programming Interface の略。API とは、2つ以上のソフトウェアやアプリケーションを接続し、一部機能を共有する仕組みです。API を介して機能を連携することを「API 連携」といいます。

(*2) Virtual Private Network の略。VPNとは、一般的なインターネット回線を利用して構成される仮定のプライベートネットワークのことであり、仮定の専用線という意味です。

4 電子保証導入のメリット

	<h3>ペーパーレス & 時短</h3> <p>ペーパーレスを促進し、受注者の保証証書提出のための移動時間を削減するなど業務効率化を図ることができます。</p>
	<h3>セキュア（安心・安全）な環境</h3> <p>D-Sureのクラウドサービスは耐災害性を備えるなど、最新のセキュリティ技術に支えられた堅牢なデータセンターで運営されており、安心・安全にご利用頂くことができます。</p>
	<h3>書類保管の負担軽減</h3> <p>保証証書はセキュアなクラウドサービスに保管されるため、書類と比べ保管の事務負担が軽減されるとともに、紛失リスクをゼロにできます。</p>
	<h3>スピード導入</h3> <p>クラウドサービスを活用することで、システムの開発期間が不要となりますので、スピーディーに「電子保証」の導入が可能です。 また、「電子保証」は、電子入札や電子契約を導入していなくとも、導入することができます。</p>
	<h3>コスト無料</h3> <p>導入費用や利用料は、発注者、受注者とも無料です。 ※インターネット接続料は利用者の負担となります。</p>

5 D-Sure／電子証書閲覧の手順（画面イメージ）

Step1 ログイン

①
利用者 ID とパスワードを入力します。

「ログイン」をクリックすると、個別契約検索画面に移ります。
※連続10回の入力ミスで、IDはロックされます。
※セキュリティ維持のため、連続してログインに失敗した回数及びIDロック状態を示すメッセージは表示されません。

Step2 個別契約の検索

②
保証契約番号・認証キーを入力します。

「検索」をクリックすると、個別契約履歴画面に移ります。



認証キー

6 電子保証のご利用にあたって

(1) 契約約款及び関連規則の整備

工事請負契約約款、業務委託契約約款において、保証証書の寄託、提出が書面に限定されている場合は、電子保証に対応できるよう改正する必要があります。関連規則においても同様です。

(2) 利用者 ID の申請・取得

保証確認サービスD-SureにログインするためのID・パスワードを日本電子認証株式会社に対して、事前に申請していただく必要があります。



(3) 外部インターネットに接続可能な環境

簡易な接続テストで調査可能です。

【推奨環境】

OS：Windows10/ ブラウザ：Microsoft Edge（Chromium）

ディスプレイ：XGA（解像度 1024×768）以上

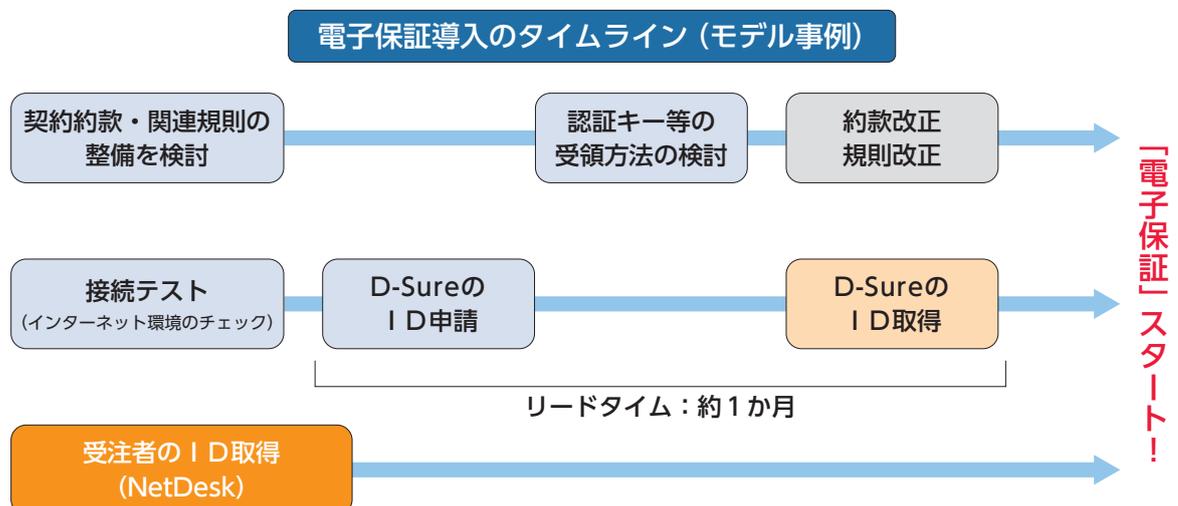
（2022年 7月現在）

(4) 受注者から認証キー等を受領する方法の検討

D-Sureにて保証契約の内容を閲覧するためには、保証契約番号と認証キーが必要となることから、電子保証導入にあたっては、受注者からの認証キー等の受領方法（電子契約システムによるアップロード、メール等）を定めておく必要があります。

(5) 受注者の準備

受注者は、保証会社提供のインターネット保証サービス（NetDesk）にログインするためのID・パスワードを事前取得する必要があります。受注者から保証会社に対して申請すれば、速やかにID・パスワードを発行します（無料）。



Ⅲ. 「電子保証」に対応した契約約款、関連規則の整備

1 工事請負契約約款の改正

工事請負契約約款の条項について「電子保証」に対応するよう、電磁的方法を許容する改正が必要です。

① 契約の保証（標準約款第4条）	………14P
② 前金払及び中間前金払（標準約款第35条）	………14P
③ 保証契約の変更（標準約款第36条）	………15P
④ 情報通信の技術を利用する方法（標準約款第61条）	………15P

詳しくは該当ページを参照してください

2 関連規則の改正

工事請負契約約款に加え、関連規則についても「電子保証」に対応するよう改正が必要となる場合があります。

⑤ 財務規則等（証拠書類）	………16P
---------------	--------

保証証書について、会計管理者又は出納員が整理・保管すべき「証拠書類」の一つとして、財務規則や会計規則等で位置付けられている場合には、書面による保証証書に代えて電子証書を許容する等の改正が必要となる場合があります。

⑥ その他の規則等（保証証書）	………16P
-----------------	--------

契約規則、建設工事執行規則等に「保証証書の提出」や「保証証書の寄託」等と明記されている条項が設けられている場合には、書面による保証証書に代えて電子証書を許容するとともに、電子証書を許容した場合に「寄託」とみなす等の改正が必要となる場合があります。

○工事請負契約約款の改正

標準約款では、受注者が履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結し前払金を請求するときは、保険証券・保証証書を発注者に「寄託」することとされています。「寄託」(*)は民法上の概念であり、「有体物」(この場合、書面)を対象としています。

中央建設業審議会は、令和4年3月、前払金保証等の電子化に対応するため「一定の電磁的措置を講じた場合も寄託したものとみなす」という看做し規定の追加を各公共発注機関に対して勧告しました。改正例は以下のとおりです。

① 契約の保証 (標準約款第4条)

公共工事標準請負契約約款 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第四条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第四条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>(新設)</p>
以下略	

当社契約保証以外に損害保険会社の履行保証保険を「契約の保証」として認めている場合には、上記改正が必要となります(当社契約保証は工事請負契約約款の改正なく「電子保証」に対応できます)。

② 前金払及び中間前金払 (標準約款第35条)

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第三十五条(A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和三十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第三十五条(A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和三十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会</p>

社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、四と記入する。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、四と記入する。

(新設)

以下略

③ 保証契約の変更 (標準約款第36条)

(傍線部分に変更部分)

改正後	改正前
<p>(保証契約の変更)</p> <p>第三十六条</p> <p>3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p>	<p>(保証契約の変更)</p> <p>第三十六条</p> <p>(新設)</p>

以下略

④ 情報通信の技術を利用する方法 (標準約款第61条)

(傍線部分に変更部分)

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>

以下略

(*)

参考 「寄託」に係る民法の該当条文

(定義)

第85条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(寄託)

第657条 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

○関連規則の改正

⑤ 財務規則等の証拠書類に係る改正例

(支出に係る証拠書類)

第A条 支出に係る証拠書類は、次に掲げるものをいう。

- 一 支出負担行為決議書
- 二 契約書
- 三 請求書
- 四 領収証書
- 五 保証事業会社の保証証書 (※1)
- ・
- ・
- ・

2 前項第五号は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、【都県・区市町村】が認める方法を利用した場合を含むものとする。

(証拠書類の形式)

第B条 証拠書類は、原本に限る。ただし、原本により難しい場合は、その事実を証明した書類によりこれに代えることができる。(※2)

(※1) 「保証事業会社の保証証書」について、原本ではなく「写し」を証拠書類として規定している場合は、電子証書を印刷した書面又はPDFに出力したファイルを保存する等の方法が考えられます。この場合、これらを「写し」と捉え、上記の第A条第2項（電子証書を証拠書類とする規定）の定めを要しない運用も考えられます。

(※2) 例えば、証明責任者がD-Sureに保管された保証契約情報と電子証書を印刷した書面に記載された情報に相違がないことを確認し、確認した旨を記録した帳票の作成・保管をもって証拠書類とする等の方法が考えられます。

⑥ 契約規則・建設工事執行規則等の「保証証書」に係る改正例

▶契約規則

(契約保証金に代わる担保)

第C条 地方自治法施行令（以下、「令」という。）第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金に代わる担保として【都県・区市町村】が認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政府保証のある債券
- 二 契約当事者が确实と認める債券
- 三 銀行又は契約当事者が确实と認める金融機関の保証
- 四 保証事業会社の保証

2 契約当事者は、第1項第三号又は第四号に掲げる保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした銀行若しくは、确实と認める金融機関又は保証事業会社との間に保証契約を締結しなければならない。

3 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、确实と認める金融機関又は保証事業会社が定め、【都県・区市町村】が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

▶建設工事執行規則

(前金払)

第D条 工事執行者は、保証事業会社の保証に係る工事に要する経費について、その工事の請負代金の額の十分の四の額以内の額で前金払を支出することができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、受注者から前払金保証証書の寄託を求め、保管しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、【都県・区市町村】が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 上記は例文（太字部分は、追加条項案）であって、実際の関連規則改正にあたっては、法制部局や顧問弁護士等にご相談いただき対応をご検討ください。

IV. 資料編① 「電子保証」に関する法令等

「電子保証」の導入にあたっては、前払金保証と契約保証の手続きが書面に限定される等（要式性）、法令上の制約事項がないことが前提となりますが、地方自治法上は、書面に限定される等の制約事項はありません。

一方、保証契約を規定する民法では、平成16年の民法改正時に保証人保護の観点から書面による手続き（要式性）を要求する改正が行なわれましたが、同時に電磁的方法を許容しました。

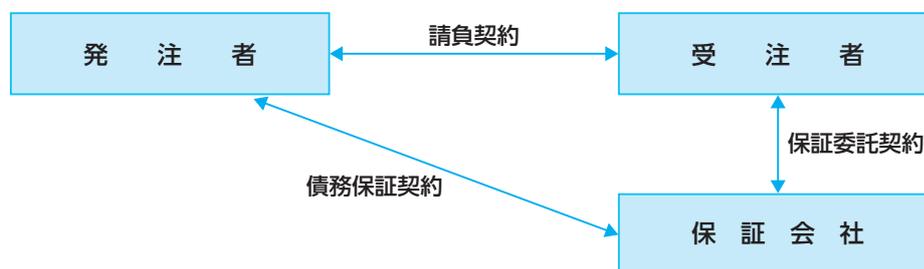
また、公共工事の前払金保証事業に関する法律では、令和3年9月、受注者の責めによる債務不履行が発生した場合の保証金請求手続を電子化できるよう改正されました。

1 民法

契約保証は、民法上の「委託を受けた保証」の形態をとっています。

初めに受注者と保証会社との間で保証委託契約が成立し、次に保証会社と発注者との間にも改めて契約関係（以下「債務保証契約」といいます。）が成立しなければ、有効な「保証」として機能しないことになります。

民法は、債務保証契約において、要式性を要求しており、「書面」をもって契約しなければならないと規定され、電磁的記録によって契約した場合は、書面によってされたものとみなす、看做し規定が設けられています。



（保証人の責任等）

第446条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

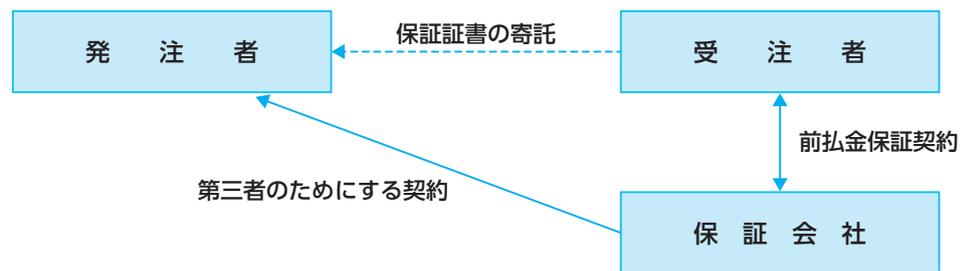
2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

前払金保証は、民法上の「第三者のためにする契約」の形態をとっています。

公共工事の前払金保証事業に関する法律では、前払金保証に関する保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす、と規定されています。

第三者のためにする契約それ自体には、書面をもって契約しなければならないという要式性の要求はありません。



(第三者のためにする契約)

第537条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

- 2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。
- 3 第1項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

(参考) 国の法令

国の場合は、「契約事務取扱規則」の中で、契約保証について「当該保証を証する書面を提出させ・・・」とあり、契約保証に要式性が要求されますが、会計法令において「電磁的方法」が容認され「電子保証」が導入されています。

●会計法 (抄)

第49条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

●契約事務取扱規則 (抄)

(財務大臣の定める入札保証金に代わる担保) (※)

第5条 令第78条第1項第四号に規定する財務大臣の定める担保は、次に掲げるものとする。

- 一～七 (略)
- 2 (略)
- 3 契約担当官等は、第1項第七号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(※) 同規則第17条第2項により契約保証金について準用

● 予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（抄）

（電磁的記録により作成し又は作成等する書類等又は書面等の指定）

第1条 予算決算及び会計に関する書類等又は書面等（以下「書面等」という。）の作成又は作成等（以下「作成等」という。）については、・・・又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第9条第1項に規定する当該書面等に係る電磁的記録により作成等することができる。

2 前項に掲げる書面等の作成等に代わる電磁的記録の作成等は、次の各号に掲げる電子情報処理組織を使用して作成等するものとする。

一 財務省に設置される各省各庁又は政府関係機関の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署又は政府関係機関に設置される入出力装置並びに会計検査院及び日本銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

二 行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本号において同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

3 第1項の電磁的記録の作成等は、前項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を記録する方法により行うものとする。

4 第1項の規定により予算決算及び会計に関する書面等が電磁的記録で作成されている場合において、記名押印に代わる会計法第49条の2第2項に規定する財務大臣が定める措置又は署名等に代わる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第9条第3項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。）又は識別符号及び暗証符号とする。

（電磁的方法による提出又は申請等の方法）

第2条 財政法第46条の3第1項、会計法第49条の3第1項、国有財産法第40条第1項、物品管理法第40条の3第1項及び国の債権の管理等に関する法律第40条の3第1項の規定により電磁的方法により提出することができる場合は、前条の規定により作成された電磁的記録を前条第2項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して提出する方法又は前条第2項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して作成された磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスクにより提出する方法により行う場合とする。

2（略）

● 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抄）

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

六～十二（略）

（電磁的記録による作成等）

第9条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2・3（略）

また、国土交通省の場合、前払金保証証書（中間前払金保証証書を含む）の「写し」は会計検査院規則上の証拠書類に該当することから、電子証書の情報を確認し保管するための措置を定めて「電子保証」を運用しています。契約保証証書については、証拠書類に該当しません。

●建設工事を請負に付する場合における前金払の実施について（昭和27年11月11日建設省令発会第368号）（抄）

3 前払金保証契約証書の受寄

発注者が前払金保証契約証書の寄託を受ける場合においては、証書原本の外、その写1通の提出を求め、原本は発注者（支出負担行為担当官）が自ら又はその指定する職員をして保管させるものとし、証書の写1通は支出官に回付し、計算証明規則第21条（現行規則は「第22条」）の支出計算書証拠書類とする。

●計算証明規則（抄）

第5条 証拠書類は、原本を提出しなければならない。ただし、原本を提出し難いときは、証明責任者が原本と相違がない旨を証明した謄本をもって、原本に代えることができる。

2 証拠書類につきその作成に代えて電磁的方式により証拠書類に記載すべき事項に係る情報が作成されているときは、当該事項に係る原情報を電磁的記録に記録して提出しなければならない。

3 原情報を電磁的記録に記録して提出し難いときは、証明責任者が原情報と相違がない旨を証明した原情報を出力した書面を証拠書類として提出することができる。この場合において、当該書面には原情報を出力したものである旨を付記しなければならない。

第22条 支出計算書（官署分）の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 支出官事務規程第5条に規定する支出の決定の内容を明らかにした書類

二 請求書

三 契約書（契約書の作成を省略したときは、請書その他契約の内容を明らかにした書類）

四 契約の変更、解除又は違約処分をしたものがあるときは、その関係書類

五 予算決算及び会計令第101条の9第1項の規定による検査調書又は契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）第23条第1項の規定による検査に係る書面

六 前各号に定めるもののほか、会計検査院が別に指定する書類

2 前金払又は概算払をしたものがあるときは、前金払又は概算払の別にその金額を証拠書類及び添付書類の仕切紙に内数として記載し、又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録に内数として併せて記録しなければならない。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律

令和3年9月、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）の施行に伴い「公共工事の前払金保証事業に関する法律」が改正され、受注者の責めによる債務不履行が発生した場合の保証金請求手続を電子化できるようになりました。

●公共工事の前払金保証事業に関する法律

（保証金の支払）

第13条 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないためにその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 第1項に規定する発注者は、前項の規定による書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。

4 前項の規定による電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による請求は、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該保証事業会社に到達したものとみなす。

5 第2項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。

●公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令

（法第13条第3項の規定による承諾に関する手続等）

第4条 法第13条第3項の規定による承諾は、同項に規定する発注者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る保証事業会社に対し同項の規定による電磁的方法による請求に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該保証事業会社から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 前項の発注者は、同項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る保証事業会社から書面等により法第13条第3項の規定による電磁的方法による請求を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による請求をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該保証事業会社から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

●公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則

(保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法)

第8条 法第13条第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら保証事業会社の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法
 - ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第11条第1項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

第9条 法第13条第4項の国土交通省令で定める方法は、前条第1項第二号に掲げる方法とする。

(保証金の支払に係る電磁的方法の種類及び内容)

第10条 令第4条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第8条第1項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第11条 令第4条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第4条第1項の承諾又は同条第2項の申出（以下この項において「承諾等」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

V. 資料編② 「電子保証」に関する国の通知等

1 中央建設業審議会勧告文

中 建 審 第 1 号
令和4年3月14日

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、契約手続の電子化への対応のため、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の改正内容につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

○施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

○改正内容について

受注者が、契約の保証として履行保証保険契約を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなすこととした。

また、受注者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合（当該保証契約を変更する場合を含む。）についても同様に、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなすこととした。

（第4条（A）、第35条、第36条関係）

2 総務省・国土交通省関連通知

総行行第164号
国不入企第18号
令和4年6月14日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

契約の保証及び前払金保証の電子化等による
公共工事の入札及び契約のIT化の推進について

公共工事の入札及び契約のIT化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)において、地方公共団体の長を含む公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また令和4年3月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化について、令和4年5月9日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い(※1)を別添1のとおり運用することといたしました。また、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添2に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い(※2)も認めることとしております。

各団体におかれましては、今般の国土交通省における保証証書等の電子化などの取

組も参考に、引き続き公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、国土交通省は今般の保証証書等の電子化の運用に当たって別添3、4のとおり必要な規定等の改正を行ったところです。各団体におかれましては、公共工事の入札及び契約のIT化の推進に取り組む場合には、必要に応じて契約規則等における規定の整備を実施するなど適切な対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（※1）電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて（別添1参照）

保証事業者又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業者又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

（※2）電子メールによる取扱いについて（別添2参照）

保険会社又は受注者が、PDF発行証券（PDF形式で電子発行された保険証券等）を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF発行証券を開封する。

改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。

別添 1

国会公契第 1 号
 国営管第 28 号
 国北予第 4 号
 令和 4 年 4 月 19 日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
 各地方整備局 総務部長 殿
 北海道開発局 事業振興部長 殿
 国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
 国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 北海道局 予算課長
 (公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
 契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号）、「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について（令和 4 年 4 月 19 日付け国会第 150 号、国北予第 3 号）等を踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置の実施については、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 用語の定義

- (1) 契約書 次に掲げるものをいう。
- ① 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書
 - ② 「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書
 - ③ 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書
 - ④ 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚

- 契発第 37 号) 別冊建築設計業務委託契約書
- ⑤ 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」 (平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号) 別冊建築設計業務委託契約書
- ⑥ 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」 (平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3 - 2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
- ⑦ 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」 (平成 13 年 2 月 15 日国営管第 7 号、国営技第 2 号) 別冊建築工事監理業務委託契約書
- ⑧ 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」 (平成 23 年 1 月 17 日国営管第 396 号) 別冊調査業務請負契約書
- ⑨ 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」 (平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号) 別冊業務契約書
- ⑩ 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」 (平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号) 別冊発注者支援業務等委託契約書
- (2) 契約の保証に係る保証証書等 契約書第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する保証に係る保証書又は証券をいう。
- (3) 前払金保証に係る保証証書 契約書 ((1)①から③までに掲げるものに限る。) 第 35 条第 1 項若しくは第 4 項又は契約書 ((1)④及び⑤に掲げるものに限る。) 第 36 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する保証契約の保証証書をいう。
- (4) 保証証書等 契約の保証に係る保証証書等又は前払金保証に係る保証証書をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。
- (7) 電子証書等 電磁的記録により発行された保証証書等をいう。
- (8) 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- (9) 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- (10) 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。
- (11) 金融機関等 保険会社、保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) 等をいう。
- (12) 契約担当官等 会計法 (昭和 22 年法律第 35 号) 第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。

2 保証証書等の提出又は寄託に代わる措置

保証証書等の提出又は寄託に代えて講ずることができる電磁的方法であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧すること。
- (2) (1)の措置は、令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われるものについて適用する。
- (3) (1)の電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して受け取ること。

3 2による取扱いの留意事項

(1) 前払金保証に係る保証証書の取扱い

- ① 令和4年4月1日以降に新たに契約を締結するものについての前払金保証に係る保証証書の寄託については、原則、記2の措置によるものとする。
- ② 令和4年3月31日以前に契約を締結しているものについて前払金保証に係る保証証書の提出を記2の措置により行う場合においては、あらかじめ契約を変更し、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和4年3月22日付け国会公契第55号、国北予第67号）等による改正後の契約書の規定に変更すること。
- ③ 電磁的方法による提出を受けた電子証書等を出力した書面又は電磁的記録は、支出負担行為担当官が自ら若しくはその指定する職員をして保管し、又は計算証明規則第22条の支出計算書の証拠書類とする。ただし、電磁的方法による提出によらない場合は、なお従前の例によること。

(2) 保証の契約内容を変更する場合の保証証書等の取扱い

電磁的方法による提出によらない保証証書等の提出又は寄託が行われたものについては、当該保証の契約内容を変更する場合（①又は②の場合をいう。）において記2の措置は適用しないので、従前の例によること。

- ① 令和4年5月8日以前に保証証書等の提出又は寄託が行われたものについて令和4年5月9日以降に当該保証の契約内容を変更する場合
- ② 令和4年5月9日以降に保証証書等の提出又は寄託が行われたものであって、電磁的方法による提出によらないものについて同日以降に当該保証の契約内容を変更する場合

4 現場説明書における周知

契約の保証については、以下を参考に「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成24年3月19日付け国官会第3186-5号、国地契第95号、国北予第39号）別添2（2）又は「工事請負契約及び設

計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 258 号) 別添 2 (2) に追加して記載すること。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証については、以下を参考に記載すること。

○前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

別添2

事務連絡
令和4年4月19日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局 予算課長
(公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化については、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」（令和4年4月19日付け国会公契第1号、国営管第28号、国北予第4号。以下「令和4年通知」という。）により通知したところであるが、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券（以下「保険証券等」という。）については、下記によることも暫定的に可能としたので、適切に取り扱われたい。

記

1 保険証券等の提出又は寄託に代わる措置

令和4年通知記2に定める措置には、保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDF方式により発行された保険証券等をいう。以下「PDF発行証券」という。）を電子メールにより保険会社又は受注者から契約担当官等に提出する方法を含むものとする。電子メールによるPDF発行証券の提出を受ける場合は、以下の点に留意すること。

- (1) PDF発行証券の提出を受けた際には、当該PDF発行証券の発行保険会社が予め指定する共通窓口連絡先である特定の電子メールアドレス（別紙1）が宛先に含まれていることを確認し、当該電子メールアドレスの文字列が別紙1に記載のメールアドレスと同一であることを確認すること。
- (2) 保険会社から直接PDF発行証券を受け取る場合においても、当該PDF発行証券の閲覧に必要な契約情報及び認証情報について受注者から受け取ること。

(3) その他詳細の取扱いについては別紙2を参照すること。

2 1による取扱いを実施する期間

1による取扱いについては、令和4年5月9日から令和5年9月30日までの暫定的な取扱いとする。

3 現場説明書における周知

契約の保証について以下を参考に、令和4年通知で示す記載に追加して記載すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

※別紙1、別紙2は省略

別添3

国会公契第 55 号
国北予第 67 号
令和 4 年 3 月 22 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土地理院長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）について、令和 4 年 3 月 14 日の中央建設業審議会において契約手続きの電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）による取扱いを可能とする改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第 1 号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等において契約手続きの電子化を推進するため、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）等の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]</p> <p>[注] []内は、早期契約の場合に使用する。</p> <p><u>4</u> 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]</p> <p>[注] []内は、早期契約の場合に使用する。</p> <p><u>3</u> 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中</p>

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

4 (略)

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

以下略

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

以下略

別添 4

国官会第 150 号
 国北予第 3 号
 令和 4 年 4 月 19 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
 北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
 国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省
 大 臣 官 房 会 計 課 長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公 印 省 略)

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における
 契約の保証に関する取扱いについて」の一部改正について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約手続きの電子化を推進するため、今般、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号）により各種契約書を改正したところである。

これに伴い、下記のとおり「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186-5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186-5 号、国地契第 95 号、国北予第 39 号）の一部を次のように改正する。

「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」記中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u></p> <p>③ <u>①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、<u>予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合は、</u>契約の保証を要しないものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>1 工事請負契約等（工事請負契約又は設計業務等委託契約をいう。以下同じ。）における契約の保証</p> <p>① （略） （新設）</p> <p>② ①の規定にかかわらず、工事請負契約書運用基準通達等（工事請負契約書運用基準通達又は土木設計業務等委託契約書運用基準通達等をいう。以下同じ。）第4条関係に規定するとおり、<u>次のイ又はロのいずれか（設計業務等委託契約の場合にあつては、イ）に該当する場合は、</u>契約の保証を要しないものとする。</p> <p><u>イ</u> 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100号の2第1項第1号の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事請負契約等である場合。</p> <p><u>ロ</u> 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であつて、その数が3人以下である場合又は</p>

<p>④ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房会計課公共工事契約指導室又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。</p>	<p>構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第7条第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。</p> <p>③ 工事請負契約書等第4条、工事請負契約書運用基準通達等第4条関係及び①の規定にかかわらず、契約担当官等は、役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書等の記載方法等について本省大臣官房地方課又は北海道局予算課に事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。</p>
<p>2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であること。 <u>また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。</u> ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。</p>	<p>2 請負契約締結時における取扱い (1)・(2) (略) (3) 金融機関等の保証についての取扱い ① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。 イ (略) ロ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ハ～リ (略) ② 工事請負契約等を締結後、保証書は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。</p>
<p>(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保</p>	<p>(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保</p>

険についての取扱い

① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。

イ （略）

ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法による提出の場合は保証人の氏名又は名称の記載）があること。

ハ～ト （略）

② 工事請負契約等を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は、工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

険についての取扱い

① 契約担当官等は、落札者から、工事請負契約書等案の提出とともに工事請負契約書等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約書等を締結するものとする。

イ （略）

ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ～ト （略）

② 工事請負契約等を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

以下略

別記様式	
<p>別添2 現場説明書記載例</p> <p>○契約の保証について</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(3) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>別添2 現場説明書記載例</p> <p>○契約の保証について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②のいずれか（設計業務等委託契約の場合にあつては、①に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。</u></p> <p>① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合</p> <p>② 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であつて、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）第7第1項第2号の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。</p>

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款

(当会社の保証する債務)

- 第1条 当社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前払金を受けた請負者(以下本則において「保証契約者」という。)がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者(以下本則において「被保証者」という。)がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者に、以下当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、被保証者に対して前払金をした額(出来形払をしたときは、その金額を加えた額)から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額(前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。)を保証契約者に代わって支払うものとする。
- 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(保証証書の交付)

- 第1条の2 当社は、保証契約者からの保証の申込を承認し、所定の保証料を領収したときは、直ちに当該保証契約者に対し、保証契約に関する責任を証する保証証書を書面により交付するものとする。
- 前項の規定にかかわらず、当社が保証契約締結後一括して保証料を納付することを認めた保証契約者が当該保証料を当該保証契約締結後一括して納付する場合において、当社が保証の申込を承認したときは、直ちに当該保証契約者に対し、保証契約に関する責任を証する保証証書を書面により交付するものとする。

(保証責任の始期及び終期)

- 第2条 当社の保証契約に関する責任は、当社が保証契約者から所定の保証料を領収したときに始まり、保証期間の末日をもって終る。
- 前項の規定にかかわらず、当社が保証契約締結後一括して保証料を納付することを認めた保証契約者が当該保証料を当該保証契約締結後一括して納付する場合において、当社の当該保証契約に関する責任は、前条第2項の規定により当社が当該保証契約者に保証証書を交付したときに始まり、保証期間の末日をもって終る。

(保証期間の制限)

- 第3条 保証期間は1年を限度とする。但し、工期の延長その他の事由により1年を超えて保証する場合は、この限りでない。

(免責)

- 第4条 当社は、地震、噴火、暴風雨、水害その他の天災、戦争(宣戦の有無を問わない)、事変、暴動、その他保証契約者の責に帰することのできない客観的事由によつて請負契約が解除されたときは、保証金支払の責に任じない。

(告知義務)

- 第5条 保証契約者は、保証契約の締結に当り保証申込書及び所定の附属書類の記載事項について、真実のことを告げなければならない。

(通知義務)

- 第6条 保証契約者又は被保証者は、保証期間中、公共工事に関して当社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすべき事実が生じた場合には、遅滞なく、書面をもってその事実を当社に通知しなければならない。

2 被保証者は、第1条の事由によつて請負契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当社に通知しなければならない。

(請負契約を変更する場合における措置)

- 第7条 保証契約者は、請負契約書及びその附属書類の記載事項に重大な変更(工期の変更を除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければならない。
- 当社は、前項の通知を受けたときは、保証契約者と協議の上保証契約を変更するものとする。

(工期を変更する場合における措置)

- 第7条の2 被保証者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を当社に通知するものとする。

- 工期の変更が行われたとき
- 債務負担行為に係る請負契約に基づき、最終の会計年度以外の年度において前払金をした場合において、当該会計年度末における請負代金相当額が当該会計年度までの出来高予定額に達しないとき
- 保証契約者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合であつて、当該保証契約者に引き続き工事を続行させるとき

2 保証契約者は、被保証者に代わつて前項の通知をすることができる。

- 3 当社が、前2項の通知を受けたときは、保証期間は、第1項第1号の場合には工期の変更に応じて変更され、同項第2号の場合には同号の請負代金相当額が同号の出来高予定額に達するまで終期が延長され、同項第3号の場合には工事の終了日まで終期が延長されるものとする。

(保証契約の解約)

- 第8条 当社は、被保証者の責に帰すべき事由により、請負契約が解除された場合には、被保証者の同意を得ないで、保証契約を解約することができる。
- 当社は、保証契約者から申込をあり、且つ、被保証者が同意した場合には、保証契約を解約することができる。

(保証料の納付等)

- 第9条 保証契約者は、前払金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に対応する同表の右欄に掲げる利率を乗じて計算した金額の合計額を、保証料として保証契約締結の際当社に納付するものとする。但し、第1条の2第2項及び第2条第2項の保証契約者が一括して納付する保証料については、当社の定める締切日までの保証料を、当該締切日の翌日からその翌月末までであつて当社が定める日までに当社に納付するものとする。

300万円以下の金額	100分の0.23
300万円を超え、1,000万円以下の金額	100分の0.31
1,000万円を超え、2,000万円以下の金額	100分の0.33
2,000万円を超え、5,000万円以下の金額	100分の0.33
5,000万円を超え、1億円以下の金額	100分の0.35
1億円を超える金額	100分の0.35

- 2 保証契約者が当社に納付する保証料に関して、当社は、保証金の支払状況等を勘案して、当該保証契約に係る保証金額の年間総額が一定額以上となる場合又は当該保証料とこの保証契約の締結が一定年数以上継続している場合においては、前項の規定に基づき計算した金額から合計で100分の6を限度とした金額を減算することができるものとする。

- 3 第1項但し書の規定に係る保証契約者に対して、当社は必要に応じて担保を供することを請求することができる。

(保証料の返還)

- 第10条 当社は、第8条第1項の規定によつて保証契約を解約したときに限り、納付済の保証料に10分の9を乗じた金額を保証契約者に返還するものとする。

- 2 当社が保証契約者に対し第16条第1項に規定する求償権その他の債権を有するときは、その期日の到来しないものでも、前項により返還すべき保証料と対等額につき相殺するものとする。

- 3 当社が保証契約者に対し保証料返還の通知を發した日から3年を経過して、これを受取らないときは、その保証料は当社に帰属するものとする。

(保証金の請求)

- 第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当社に提出しなければならない。

- 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当社の債務は消滅するものとする。

- 3 当社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。

(保証金の分担)

- 第12条 この保証契約により保証金を支払う場合、同一請負契約につき他の保証契約が存在するときは、当社は、この保証契約の保証金額の全保証金額に対する割合により算出した金額を負担するものとする。

(調停及び裁定)

- 第13条 当社の支払うべき保証金について、当社と被保証者との間に争が生じたときは、当事者双方は、各1名の調停人を選定して、その争を調停人の判断に任せるものとする。この場合において、当事者双方は、選定した調停人に関する事項を書面をもって相互に通知するものとする。

- 2 前項の調停人の間に意見の一致を見ないときは、各調停人が協議して選定する1名の裁定人これを裁定させなければならない。

- 3 当社及び被保証者は、各その要した調停の費用(調停人に対する報酬を含む。)を負担し、裁定のために要した費用(裁定人に対する報酬を含む。)については、折半してこれを負担するものとする。

(保証金支払の時期)

- 第14条 当社は、第11条に規定する書類を受領した日の翌日から起算して30日以内に保証金を支払うものとする。

(前払金の使途の監査)

- 第15条 当社は、前払金の使途を監査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者又は被保証者に対し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。

- 2 保証契約者は、前払金を当該保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責を負い、当社が要求する必要資料を提出しなければならない。

- 3 保証契約者は、前払金を受領したときは、遅滞なく、その前払金を当社があらかじめ本条第4項乃至第6項に規定する事項につき委託契約を締結した金融機関のうち保証契約者の選定する金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない。

- 4 保証契約者は、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その確認を受けなければ、前項の預金の払いもどしを受けることができない。

- 5 前払金が適正に使用されていないと認められるときは、当社は、預託金融機関に対し第3項の預金の払いもどしの中止その他の処置を依頼することができる。

- 6 預託金融機関は、当社の委託により第3項の預金の使途に関する監査を代行することができる。

(求償及び代位)

- 第16条 当社は、被保証者に保証金を支払ったときは、その支払った保証金の額を限度として、保証契約者に対して求償権を取得する。

- 2 当社は、前項の求償権を行使するため、同項の金額の範囲内において、かつ、被保証者の権利を害さない範囲内において、被保証者が保証契約者に対して有する権利を代位取得する。

- 3 保証契約者は、当社が事前の通知を行わないで保証金の支払をした場合であっても、当社の第1項の権利の行使に関し、当該支払額全額について、異議なく求償債務を負うものとする。

(管かつ裁判所)

- 第17条 この保証契約に関する訴訟の管かつ裁判所は法令の定めるところによる。

(準拠法)

- 第18条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

(特約条項)

- 保証契約における被保証者が国である場合には前払金保証約款第13条の規定はこれを適用しない。

附則

工事完成保証人に対する支払に関する保証条項

(当社の工事完成保証人に対する支払)

- 第1条 請負者がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の請負契約に基づく債務を履行しないために、発注者が当該請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人に当該公共工事を完成することを請求するとともに、その旨を当社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、当社は、この保証条項の定めるところに従い、発注者が請負契約の解除をしたとするならば支払を請求することができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を、請負者に代わつて工事完成保証人に対して支払うものとする。

- 2 前項に規定する発注者の通知は、同項に規定する公共工事完成の請求ののち、遅滞なく、書面をもってするものとし、その書面には、当該請求に係る工事完成保証人の商号又は名称、住所及び当該請負契約は発注者が工事完成保証人に完成の請求をしないで解除できるものである旨の記載がなければならないものとする。

(工事完成保証人の受益の意思表示)

- 第2条 工事完成保証人は、この支払に関する利益を享受しようとするときは、その旨を、発注者から公共工事完成の請求を受けたのち、遅滞なく、当社に通知しなければならない。

- 2 当社は、前項の通知を受けたときは、工事完成保証人に対して前条に規定する支払の額(以下「支払金」という。)の支払に関する証書(以下「支払金保証証書」という。)を交付するものとする。

- 3 工事完成保証人が、第1項の受益の意思表示をこの保証契約の保証期間内にしないときは、この支払に関する利益を享受することができない。

(支払に関する責任の発生及び消滅)

- 第3条 この支払に関する当社の責任は、前条に規定する工事完成保証人の受益の意思表示がなされたときに発生し、工事完成保証人がその公共工事をこの保証契約の保証期間内に完成しないときは消滅する。

(支払金の限度額及び支払額の算定)

- 第4条 当社が工事完成保証人に対して支払をする場合におけるこの保証条項第1条に規定する保証金に相当する額の算定については、次の各号によるものとする。

- 一 前払金の預託残金であつて工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、発注者の意見を聞いて、その額に相当する金額の前払金の返還があつたものとみなして計算する。

- 二 公共工事の出来形に準ずべき当該公共工事の仮設物、搬入資材等であつて工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、発注者の意見を聞いて、それに相当する当該公共工事の既済部分があつたものとみなして計算する。

- 2 この保証条項第1条に規定する工事完成保証人が請負者に求償することができる金額の算定にあたり、前項に掲げる以外のもの当該公共工事に関し工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、当社及び工事完成保証人は、協議してその額を決定するものとする。

- 3 この保証条項第1条に規定する発注者が支払を請求することができた保証金に相当する額の算定に当たっては、当社は、公共工事の出来形の検査に立会することができるものとする。

(前払金、仮設物等の譲渡等)

- 第5条 当社は、請負者に対し、その前払金の預託残金、仮設物、搬入資材等を工事完成保証人に譲渡し又はこれらについてその他の処分をなすことを要求することができる。

(免責)

- 第6条 請負者が工事完成保証人に支払金を得させる目的をもって故意に請負債務を履行しないため、この保証条項第1条第1項に規定する支払義務が発生する事態に至つたときは、当社は、工事完成保証人がその目的を予知していなかった場合等信義に反せず誠実である場合を除き、支払の責に任じないものとする。

(告知義務)

- 第7条 工事完成保証人は、当社がこの保証条項第2条第1項に規定する通知を受けたときに要求する提出書類の記載事項について、真実のことを告げなければならない。

(通知義務)

- 第8条 請負者又は工事完成保証人は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければならない。

- 一 請負契約書及びその附属書類の記載事項に重大な変更があつたとき又は公共工事に関して当社の保証金若しくは支払金の支払義務に影響を及ぼすべき事実が生じたとき。

二 工事完成保証人が、当該公共工事を完成した場合における求償に関し、請負者に保証人を立てさせ若しくは担保物件を提供させたとき又は請負者からすでに提供され若しくは提供することを約された担保物件に変動が生じ又はこれに変更を加え若しくはこれを処分しようとするとき。

2 当社は、請負者及び工事完成保証人が何れも正当な理由がなくて前項の規定に違反したときは、その違反がなかったならば当社がこの保証条項第14条第1項の規定による権利の行使により取得することができた金額のうちその違反により取得できなくなった金額を、支払金の額より控除し又はその金額の支払を工事完成保証人に請求することができる。

(保証契約の解約)

第9条 当社は、発注者の責に帰すべき事由により請負契約が解除された場合には、発注者及び工事完成保証人の同意を得ないで、保証契約を解約することができる。

2 当社は、請負者から保証契約の解約に関する申込があり、かつ発注者及び工事完成保証人が同意した場合には、保証契約を解約することができる。

(支払金の請求)

第10条 工事完成保証人は、支払金の支払を受けようとするときは、当該請負契約に係る公共工事を完成したのち、遅滞なく、支払金請求書、請求金額を証明する書類及び請負者に対する求償関係資料を作成し、これに支払金保証証書、工事引渡証明書その他の参考となるべき書類を添えて、当社に提出しなければならない。

(支払金の支払の時期)

第11条 当社は、前条に規定する書類を受領した日の翌日から起算して30日以内に支払金を支払うものとする。ただし、調査の為特に時日を要する場合等特別の事由がある場合においては、工事完成保証人と協議して右の期間を延長することができる。

(調停及び裁定)

第12条 当社の支払うべき支払金について、当社と工事完成保証人との間に争が生じた場合における調停及び裁定に関しては、当社の支払うべき保証金について当社と発注者との間に争が生じた場合に準ずるものとする。

(使途の監査)

第13条 工事完成保証人が前払金の預託残金の譲渡を受けた場合においては、当社は、当該預託残金について、前払金の場合に準じて使途の監査を行なうものとする。

(代位権)

第14条 当社は、工事完成保証人に支払金を支払ったときは、その支払った金額の限度において、かつ、工事完成保証人の権利を害さない範囲内において、工事完成保証人が請負者に対して有する権利を代位取得する。

2 工事完成保証人は、支払金を領収したときは、当社の取得する前項の権利を保全し又は行使するために必要な書類を当社に交付しなければならない。

3 工事完成保証人は、当社が第1項の規定により将来取得することのある権利を保全するため、請負者に保証人を立てさせること、担保を供することその他の必要な措置をとるべきことを請求したときは、これに応じなければならない。

4 当社は、工事完成保証人が正当な理由がなくて第2項又は第3項の規定に違反したときは、その違反がなかったならば当社が第1項の規定による権利の行使により取得できた金額のうちその違反により取得できなくなった金額を、支払金の額より控除し又はその金額の支払を工事完成保証人に請求することができる。

(求償額をこえた支払金の返還)

第15条 工事完成保証人は、請負者に対して求償することができる金額をこえて支払金を受領したときは、そのこえた金額を当社に返還しなければならない。

(工事完成保証人に対する請求権)

第16条 工事完成保証人が公共工事を完成の請求を受けた後工事完成保証人の責に帰すべき事由により請負契約が解除され、当社が発注者に対し保証金として支払金の限度額を超えた金額を支払った場合においては、当社は、その超えて支払った金額の支払を工事完成保証人に対して請求することができる。

特則

中間前払金に関する保証条項

(適用範囲)

第1条 当社が前払金保証をした公共工事に、次の各号に掲げる中間前払金の保証料の納付については、本則の規定にかかわらず、次条に定めるところとする。

一 予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の規定に基づく財務大臣と各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)との協議により国が当初の前払金に追加して行う中間前払金

二 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定に基づき地方公共団体が当初の前払金に追加して行う中間前払金

三 国土交通大臣の承認した中間前払金

(保証料の納付)

第2条 保証契約者は、中間前払金保証を受けようとするときは、中間前払金額に100分の0.065を乗じて算出した額を、保証料として当社に納付するものとする。

特則の2

公共工事契約保証に関する特約条項

(この特約条項により保証する債務)

第1条 当社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者(以下この特約条項において「保証契約者」という。)が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約(以下この特約条項において「契約保証特約」という。)を付した保証契約を締結した場合においては、発注者(以下この特約条項において「被保証者」という。)が本則第1条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額(以下この特約条項において「特約保証金」という。)、を保証契約者に代わって被保証者に対して支払うものとする。

(契約保証特約の変更)

第2条 保証契約者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を当社に通知し、契約保証特約の内容の変更手続を行わなければならない。

一 請負金額の変更その他の事由により、契約保証特約に係る保証金額の変更が必要になったとき

二 工期の変更その他の事由により、保証期間の変更が必要となったとき

2 当社は、次の各号の一に該当するときは、契約保証特約を解約することができる。

一 保証契約者からの申入れがあり、被保証者がこれに同意したとき

二 被保証者から申入れを受けたとき、又は被保証者の承認を得たとき

(特約保証料の納付等)

第3条 保証契約者は、契約保証特約に係る保証金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に対応する右欄に掲げる料率を乗じて計算した金額の合計額を、契約保証特約に係る特約保証料として、本則第9条第1項の保証料の納付に併せて当社に納付するものとする。

300万円以下の金額	100分の0.45
300万円を超え、1,000万円以下の金額	100分の0.65
1,000万円を超え、2,000万円以下の金額	100分の0.68
2,000万円を超え、5,000万円以下の金額	100分の0.68
5,000万円を超え、1億円以下の金額	100分の0.72
1億円を超える金額	100分の0.72

2 本則第9条第3項及び第10条の規定は、前項の特約保証料の納付及び返還について準用する。この場合において、本則第10条第2項中「第16条第1項」とあるのは「この特約条項第6条

において準用する本則第16条第1項」と読み替えるものとする。

(特約保証金の請求)

第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当社に提出しなければならない。

- 一 特約保証金請求書
- 二 請求金額を証明する書類(当社が必要と認める場合に限る。)
- 三 契約保証特約に係る保証証書
- 四 その他参考となるべき書類

2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。

(履行状況の調査)

第5条 当社は、請負契約の履行状況を調査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者に對し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。

(本則規定の準用)

第6条 本則第1条の2から第5条まで、本則第12条、本則第14条及び本則第16条から第18条までの規定は契約保証特約について、本則第13条の規定は国以外の被保証者に係る契約保証特約について準用する。この場合において、これらの規定中「保証料」とあるのは「特約保証料」と、「保証証書」とあるのは「契約保証特約に係る保証証書」と、「保証金」とあるのは「特約保証金」と、本則第1条の2及び本則第2条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、本則第1条の2第2項及び本則第2条第2項中「保証契約締結後」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約締結後」と、本則第5条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、本則第12条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、本則第14条中「第11条」とあるのは「この特約条項第4条第1項」と、本則第17条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と読み替えるものとする。

特則の3

公共工事契約保証予約に関する特約条項

(保証の予約)

第1条 当社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の入札に参加しようとする者(以下この特約条項において「予約契約者」という。)との間で、特則の2第1条に定める契約保証特約を付した保証契約のための予約(以下この特約条項において「契約保証予約」という。)を締結した場合において、予約契約者が当該工事を落し、予約完結の意思表示をしたときは、当該保証契約を締結するものとする。

2 予約契約者は、当社に対し前項の意思表示をするときは、保証申込書及び所定の附属書類により行わなければならない。

(予約手数料の納付)

第2条 予約契約者は、契約保証予約申込書記載の契約希望金額(消費税相当額を含む。)に応じ、当社所定の手数料を、契約保証予約締結の際当社に納付するものとする。

2 本則第9条第1項但し書及び同条第3項の規定は、前項の予約手数料の納付について準用する。この場合において、本則中「保証契約者」とあるのは「予約契約者」と、「保証料」とあるのは「予約手数料」と読み替えるものとする。

(通知義務)

第3条 予約契約者は、契約保証予約の効力に影響を及ぼすべき事実が生じたときは、遅滞なく、書面をもってその事実を当社に通知しなければならない。

(本則規定の準用)

第4条 本則第5条、第17条及び第18条の規定は契約保証予約について準用する。この場合において、本則第5条中「保証契約者」とあるのは「予約契約者」と、「保証契約」とあるのは「契約保証予約」と、「保証申込書」とあるのは「契約保証予約申込書」と、本則第17条中「保証契約」とあるのは「契約保証予約」と読み替えるものとする。

特則の4

情報通信の技術を利用する方法に関する特約条項

(通知等における情報通信の技術を利用する方法)

第1条 この約款において次の各号に掲げる通知等について用いる書面等(書面及び書類をいう。以下この特約条項において同じ。)に記載すべき事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この特約条項において同じ。)に記載される場合は、当該記録をもって当該書面等への記載に代えることができる。

一 書面をもってしなければならない又はするものとされている通知

二 本則第11条第1項に規定する保証金の請求

三 附則第10条に規定する支払金の請求

四 特則の2第4条第1項に規定する特約保証金の請求

五 特則の3第1条第2項に規定する予約完結の意思表示

2 前項の場合において、同項各号に掲げる通知等は、当社の承諾を得て、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社が認めるもの(以下この項及び次項において「電磁的方法」という。)を用いて行うことができる。この場合において、電磁的方法により行われた通知等については、当該通知等に関するこの約款の規定に定める方法により行われたものとみなす。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 前項の規定による電磁的方法(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに書面等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法を除く。)による第1項各号に掲げる通知等は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当合に到達したものとみなす。

(保証証書の交付における情報通信の技術を利用する方法)

第2条 当社は、本則第1条の2の規定による保証証書の書面による交付に代えて、本則第1条に規定する保証契約者の承諾を得て、当社が提供するインターネット保証サービスを利用して、保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該保証契約者の閲覧に供することができる。この場合において、当社は、当該保証契約者に保証証書を書面により交付したものとみなす。

2 前項の「インターネット保証サービス」とは、当社と保証契約者(本則第1条に規定する保証契約者及び特則の2第1条に規定する保証契約者)との間で、電子情報処理組織を使用して保証契約に係る一連の手続を行うためのサービスをいう。

3 第1項の規定により、当社が、インターネット保証サービスを利用して保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を本則第1条に規定する保証契約者の閲覧に供した場合において、同条に規定する被保証者が本則第11条第1項の規定により保証金の支払を受けようとするときは、同項の規定にかかわらず、保証証書を当社に提出することを要しない。

4 第1項及び前項の規定は、特則の2第6条の規定により本則第1条の2の規定が準用される場合における契約保証特約に係る保証証書の書面による交付及び特則の2第4条第1項の規定による契約保証特約に係る保証証書の提出について準用する。この場合において、第1項及び前項中「保証証書」とあるのは「契約保証特約に係る保証証書」と、「本則第1条に規定する」とあるのは「特則の2第1条に規定する」と、前項中「本則第11条第1項」とあるのは「特則の2第4条第1項」と、「保証金」とあるのは「特約保証金」と読み替えるものとする。

(2022.4)

電子保証導入のご案内

令和4年7月 初版第1刷発行

著作・発行 東日本建設業保証株式会社

本書を無断で複写複製（コピー）することを禁じます。

東日本建設業保証株式会社 営業部・支店一覧

営業部	中央区八丁堀2丁目5番1号	東京建設会館2F	TEL 03-3551-9511
新宿支店	新宿区西新宿1丁目25番1号	新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451
青森支店	青森市安方2丁目9番13号	青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262
岩手支店	盛岡市松尾町17番9号	岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480
宮城支店	仙台市青葉区支倉町2番48号	宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531
秋田支店	秋田市山王4丁目3番10号	秋田県建設業会館 別館	TEL 018-863-1000
山形支店	山形市あさひ町18番25号	山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625
福島支店	福島市五月町4番25号	福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356
茨城支店	水戸市大町3丁目1番22号	茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800
栃木支店	宇都宮市築瀬町1958番地1	栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388
群馬支店	前橋市元総社町2丁目5番地3	群馬建設会館3F	TEL 027-252-1661
埼玉支店	さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号	K・Sビル5F	TEL 048-861-8885
千葉支店	千葉市中央区中央港1丁目13番1号	千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6101
神奈川支店	横浜市中区尾上町1丁目6番地	ICON 関内2F	TEL 045-662-8203
山梨支店	甲府市丸の内1丁目13番7号	山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182
長野支店	長野市南石堂町1230番地6	長建ビル4F	TEL 026-226-7520
新潟支店	新潟市中央区新光町7番地5	新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151
富山支店	富山市安住町3番14号	富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356
石川支店	金沢市弥生2丁目1番23号	石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231
福井支店	福井市御幸3丁目10番15号	福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686
静岡支店	静岡市駿河区南町18番1号	サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484
愛知支店	名古屋市東区武平町5丁目1番地	名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461
岐阜支店	岐阜市藪田東1丁目2番2号	岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543
三重支店	津市桜橋2丁目177番地の2	三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880
大阪支店	大阪市中央区高麗橋3丁目4番10号	淀屋橋センタービル12F	TEL 06-6226-5700